

\*\*\*\*\* ◇◆ 目次 ◆◇ \*\*\*\*\*

- 1 健康食品のトラブルと効能・影響
- 2 アイネスからのお知らせ

---

## ■ 健康食品のトラブル ～ 70才以上では相談件数トップ

---

健康食品のトラブルが急増しています。本年度上半期にアイネスが受け付けた相談件数では、健康食品の相談はインターネット関連の相談に次いで多く、特に70才以上ではトップを占めています。

健康食品のトラブルは、高額な商品を送り付けられた等の販売方法に関するものと、その摂取による効能・効果や健康への影響に大別されます。

### 〈事例1〉高齢者を狙った健康食品の送り付け

一時期、非常に多かったトラブルです。「3ヶ月前にお申し込みいただいた健康食品を今から送ります」などと突然電話があり、「申し込んだ覚えがない」と断っても2、3万円の健康食品を強引に送りつけるものです。

#### 【アドバイス】

- ◆ 覚えがなければ、きっぱりと断り続けることが大切です。
- ◆ もし商品が届いても、絶対にお金を払ってはいけません。商品の受け取りを拒否し、業者名と連絡先をメモして、市町村や県の消費生活相談窓口にご相談下さい。
- ◆ 周りの方は、高齢者がトラブルにあっていないか見守りをお願いします。

### 〈事例2〉有料だった健康食品の試供品

最近多いのが、無料と思って飲んだ試供品が有料だったという相談です。

「健康食品の試供品を送る」と電話があり、無料だと思って承諾した。商品が届いたので飲んでみたら、飲み終わった頃に請求書が届いたというものです。

#### 【アドバイス】

- ◆ 「試供品」「お試し」「サンプル」などと電話で勧誘し、消費者に無料だと思い込ませる場合があります。無料であるかどうかを確認するようにしましょう。
- ◆ 試供品が無料でも、その後、商品購入の勧誘が続くこともあります。

### 〈事例3〉初回限定格安の健康食品

「初回限定で、通常より格段に安く健康食品をお売りします」というテレビ広告や新聞の折り込みチラシを目にする機会も多いと思います。

しかし中には、**格安商品の申込みが、その後の継続購入の申込みとセット**になっており、その後、継続して通常価格の商品が送られてくることがありますので注意が必要です。  
また一度申し込んだら、その後電話勧誘が頻繁にあるという相談もあります。

### 【アドバイス】

- ◆ 購入の申し込みの際は、**本当に必要なものをよく考えて判断**しましょう。
- ◆ パンフレットや商品に同封されている**説明書をよく読み**ましょう。
- ◆ お困りの際は、市町村やアイネスにご相談下さい。

### 〈事例4〉長期購入の健康食品の解約

健康食品を一定期間の継続購入により、通常より安い価格で購入していた。体に合わないので解約したいが、契約期間中だとして中途解約ができないといった相談です。

店舗で購入した場合は、**原則としてクーリング・オフはできません**ので、販売店に身体に合わないことを説明して、未使用分を返品するなどの交渉を個別にすることになります。

### 【アドバイス】

- ◆ 広告などに記載されている**契約条件をよく確認**して、慎重に利用しましょう。
- ◆ 途中で解約する際の条件も、よく確認することが必要です。

---

## ■ 健康食品の効能と影響 ～ 健康被害が発生することも

---

### 〈1〉健康食品の効能

- 健康食品の広告がテレビなどで溢れていますが、健康食品は薬ではなく、食品にすぎません。健康食品は、あくまでも**食生活における補助的なもの**と考えることが大切です。
- 「やせる」、「病気が治る」など効能や効果を宣伝・表示することは、**薬事法で禁止**されています。
- 一方、多くの業者は「体験談」という形で効果がありそうな宣伝をしています。

★ 健康食品はマルチ商法や催眠商法などで売られることも多く、「癌が治る」など過大な販売が目立ちます。高額なものを買わされないように、冷静な判断が必要です。

### 〈2〉健康食品の健康被害

- 健康食品の摂取で、下痢、発疹や肝機能障害などの健康被害が起きることがあります。
- 特に、インターネットで販売される外国製のダイエット食品等には、**医薬品成分が違法に添加**されているおそれがあり、注意が必要です。

★ 一方、医師から処方された薬を飲んでいる場合は、処方された薬が効かなくなったり、副作用が出ることもあります。自己判断で使うのは危険です。事前に医師にご相談下さい。

### 〈3〉 トクホや栄養表示

- 「栄養機能食品」、「特定保健用食品」と表示できる健康食品があります。
- 栄養機能食品は、「カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です」といった栄養成分を表示した食品です。
- 特定保健用食品（トクホ）は、「おなかの調子を整える」など健康の維持増進などの目的のために使う食品です。

★ どちらも医薬品ではないので、病気の予防や治療の効果はありません。

### 〈4〉 下剤成分を含む健康茶

- いろいろな健康茶が販売されています。
- このうち、キャンドルブッシュ入りの15種の健康茶を国民生活センターが調査したところ、全てに下剤成分のセンノシドが含まれていました。

★ キャンドルブッシュを含む健康茶は、下痢を起こす可能性があります。

★ キャンドルブッシュの有無は、原材料表示で確認してください。

#### 【国民生活センターHP】

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140123\\_1.html#gyokai](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140123_1.html#gyokai)

### 〈5〉 健康食品の成分の有効性や安全性

- 健康食品は効能や機能の表示はできません。一方、企業が提供する情報では有効性のみが強調されるため、誤解を生じやすい状況にあります。

★ 独立行政法人国立・健康栄養研究所ではホームページで、健康食品の安全性・有効性情報を提供し、消費者に注意喚起しています。

★ コラーゲンやヒアルロン酸など、気になる成分が項目があれば同ホームページの「素材情報データベース」で検索してみてください。

#### 【独立行政法人 国立健康・栄養研究所HP】

<https://hfnet.nih.go.jp/>

=====  
**【消費生活に関するご相談は・・・】**

**☆ 市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口  
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付していません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

=====

☆ メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

[http://cms.ncsv.pref.oita.jp/soshiki/detail.php?lif\\_id=235347](http://cms.ncsv.pref.oita.jp/soshiki/detail.php?lif_id=235347)

-----

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、  
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp)（メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：[oita-shouhi@pref.oita.lg.jp](mailto:oita-shouhi@pref.oita.lg.jp)

=====